

会 員 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人「小さな親切」運動本部（以下、「運動本部」という。）定款第5条に規定する会員について必要な事項を定める。

(規則等の遵守)

第2条 会員は定款及び会員規程を遵守するものとする。

(会 員)

第3条 会員は、定款第5条に規定する正会員と一般会員の2種類とする。

(正会員)

第4条 正会員は、この法人の目的に賛同し、入会した個人、法人で、社員総会に出席し運営に参画できる社員の資格を有する。

(一般会員)

第5条 一般会員は、この法人の目的に賛同し、その事業を賛助又は実践しようと入会した個人、団体、法人で、会費は寄附金控除を受けられる。

2 前条の団体は、次の2種とする。

(1) 原則として10名以上で参加する団体

(2) 学校単位で参加する団体

3 地域組織の独自の会員である地方賛助会員は、原則的に一般会員の個人として運動本部に登録するものとする。

(入会申込)

第6条 正会員、一般会員の入会申込は、所定の入会申込書を運動本部事務局に提出するものとする。

2 正会員の入会申込みに対しては、理事会の承認を必要とする。承認に必要とされる事項については細則に定める。

3 入会日については、会費が入金された月の末日とする。

(会員章・会員証・楯、情報誌)

第7条 正会員及び一般会員には、次のものを交付する。

(1) 個人には、会員章と季刊情報誌「小さな親切」を1冊

(2) 団体には、会員証と季刊情報誌「小さな親切」を10名に1冊

(3) 法人には、会員楯と季刊情報誌「小さな親切」を1冊

(正会員の会費)

第8条 定款第5条に規定する正会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人 1口 10,000円
- (2) 法人 1口 100,000円

(一般会員の会費)

第9条 一般会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人 ●1口 10,000円
●1口 2,000円
(会費は2種類から選択でき、何口でも可)
- (2) 団体 ●原則として10名以上で参加する団体
大人1名 500円 子供1名 300円
●学校単位で参加する団体 1校 10,000円
- (3) 法人 1口 100,000円

(会費の納入)

第10条 会費の納入は年度会費とし年1回とし、正会員は原則的に12月までに、一般会員は年度末の2月末日までに納入しなければならない。但し、新規会員は、入会時に納入するものとする。

- 2 会費の納入方法は、運動本部事務局が指定する銀行又はゆうちょ銀行口座への振り込み、口座自動引き落としによるほか、会員の便宜の方法により行うことができる。
- 3 会員は、2年目からは運動本部事務局の請求に基づいて会費を納入する。
- 4 地域組織独自の会員である地方賛助会員等の会費納入方法は、地域組織の請求に基づき地域組織の指定口座に振り込むこととする。

(会費の使途)

第11条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(会員の特典)

第12条 会員は以下の特典を有するものとする。

- (1) 情報誌「小さな親切」の無料提供
- (2) 会員バッジ、会員証、会員楯(法人用)の贈呈
- (3) 運動本部発行書籍の割引購入
- (4) 運動本部が著作権を有する作品を書籍化した単行本の割引購入
- (5) パンフレットやポスター、「小さな親切」八か条カード等運動資料の提供
- (6) 実践活動に役立つ資料や情報の提供

(7) その他、理事会が定めたもの

(退 会)

- 第 13 条 正会員、一般会員は、退会手続きを行い、任意にいつでも退会することができる。
- 2 退会日は、原則として退会届及び退会申出を受理した日とする。
 - 3 会員の種別変更は、退会手続き処理を経た後に新たに会員登録を行うものとする。
 - 4 運動本部は、会員がその資格を喪失しても既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

(再入会)

- 第 14 条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、第 4 条に定める入会申込書の提出及び申出により受理するものとする。
- 2 正会員については、改めて理事会の承認を得るものとする。

(会費の滞納)

- 第 15 条 会員が運動本部事務局からの会費請求に応じず会費納入年度を過ぎたときは、直ちに情報誌「小さな親切」の送付は打ち切るが、翌年度までは会員資格を有するものとする。
- 2 翌年度も会費の納入がない場合は、年度末日をもって退会手続きを行い会員の資格を喪失するものとする。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

- 第 16 条 入会者は、会員の種別ごとに運動本部の管理する会員名簿に登録する。
- 2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から変更届けの提出及び連絡を求める。
 - 3 正会員名簿は、ホームページにて公開する。
 - 4 会員名簿に登録された会員に関する情報については、漏洩、滅失に努め、必要かつ適切な安全対策を講じる。

(改 廃)

- 第 17 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

- 第 18 条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を得て取り扱うものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 27 年 12 月 18 日一部改正

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。